

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 細胞診専門医資格認定試験実施に関する施行細則

### 1. 応募期日, 試験期日及び試験地

応募期日, 試験期日及び試験地は, 細胞診専門医試験委員会委員長(以下委員長)の申し出により, 理事長がこれを決定し, 遅くとも試験日の6カ月前に公示する.

### 2. 資格審査応募要領及び資格審査手数料

細則に掲げる受験資格を満たすと思われる応募者は学会本部に願書を請求し, 必要事項を整え, 資格審査手数料を添え所定の期日内に願書を提出しなければならない.

### 3. 資格審査合格者並びに受験料

受験資格審査合格者は, 所定の期日内に受験料を添え申し込み, 受験票の交付を受けなければならない. 試験の細目については委員長が受験者に通知する.

### 4. 資格審査手数料及び受験料の返還

原則として, 納入した資格審査手数料及び受験料は返還しない.

### 5. 試験内容の概容

筆記試験, 印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験を行う. いずれも細胞診専門医研修ガイドラインに準拠した内容である.

#### 1) 出題内容

##### (1) 筆記試験

細胞診に関するすべての事項が対象となる。

## (2)印刷物による細胞診断試験

細胞診の対象となるすべての領域が対象になる。

出題内容は細胞診断における基礎的問題とし、教育委員会で実施している細胞診断学セミナーで教育される内容を基準として出題される。

## (3)検鏡試験

医師は総合科、歯科医師は歯科口腔領域を選択しなければならない。

## 2)解答形式

筆記試験、印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験は、原則として解答多肢択一とする。

## 3)配点:100点を満点とする

(1)筆記試験 25点

(2)印刷物による細胞診断試験 25点

(3)検鏡試験 50点

## 4)合格条件

実地試験の採点は委員長の定める方式による。

筆記試験及び印刷物による細胞診断試験 25点以上、検鏡試験 30点以上で合計 70点を超える者を合格とする。

## 6. 資格の認定

委員長は、受験者の合否を理事長に報告し、理事長は細胞診専門医の認定を行い、受験者に通知する。

## 7. 実施要項の変更

本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

#### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。